**住宅用家屋証明書**

(イ) 　第41条

　　　　　　　　　　　　　　　　特定認定長期優良住宅以外

　　　　　　　　　　　　　　　　　(ａ)　新築されたもの

　　　　　　　　　　　　　　　　　(ｂ)　建築後使用されたことのないもの

租税特別措置法施行令　　　　　特定認定長期優良住宅

　　　　　　　　　　　　　　　　　(ｃ)　新築されたもの

　　　　　　　　　　　　　　　　　(ｄ)　建築後使用されたことのないもの

　　認定低炭素住宅

　　　　　　　　　　　　　　　　　(ｅ)　新築されたもの

　　　　　　　　　　　　　　　　　(ｆ)　建築後使用されたことのないもの

(ロ)　第42条第１項（建築後使用されたことのあるもの）

(ａ)　第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた

家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

(ｂ) (ａ)以外のもの

(ハ)　第42条の2の3のうち、増築部分に係る抵当権設定登記

（ニ）新築

の規定に基づき、下記の家屋（　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　）がこの規定に該当

（ホ）取得

するものである旨を証明します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所　有　者又　は取　得　者 | 住所 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| 家屋の所在地 | 　 |
| 家屋番号 |   |
| 取　得　の　原　因（移転登記の場合に記入） | （１）売　買　　　　　　（２）競　落 |

年　　月　　日